## 平成21年度 江東区国民保護協議会議事録

- 1. 日 時 平成 22 年 3 月 23 日 (火) 午後 3 時 00 分 開会 午後 4 時 00 分 閉会
- 2. 場 所 江東区防災センター4階 第41・42会議室
- 3. 出席者 別紙「江東区国民保護協議会出席者名簿」のとおり
- 4. 出席職員 総務部防災課長
- 5. 報告事項
  - ・ 国民保護計画について
  - ・ 平成20年度 大規模テロ災害対処訓練の実績報告
  - ・ 平成 21 年度 大規模テロ災害対処訓練の実績報告
  - ・「避難実施要領作成の手引き」について
  - ・ 都知事が指定した区内の「国民保護」避難施設について
  - ・ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) の導入について
  - ・ 江東区の危機管理体制について
- 6. 傍聴人 無
- 7. 会 議
- 司 会 皆様、お待たせいたしました。只今から江東区国民保護協議会 を開催いたします。

本日は、年度末のご多用のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めます、江東区総務部長の須田でございます。よろしくお願い申し上げます。

はじめにお手元に配付致しました資料の確認をさせていただきたいと思います。資料の1、国民保護計画について、資料の2の1、平成20年度 大規模テロ災害対処訓練の実績報告、資料2の2、平成21年度 大規模テロ災害対処訓練の実績報告、資料3、「避難実

施要領作成の手引き」について、資料 4、都知事が指定した区内の「国民保護」避難施設について、資料 5、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の導入について、資料 6、江東区の危機管理体制について、以上でございます。不足はございますでしょうか。

それでは、お手もとの次第に従いまして、進行させていただきます。まず、委員の委嘱について説明いたします。

国民保護協議会の任期につきましては、国民保護法第 40 条第 5 項に従いまして二ヵ年でございます。現在の任期は、平成 20 年 7 月 7 日から平成 22 年 7 月 6 日までとなっております。

委員の皆さまには、平成20年7月7日付け、及びそれ以降に機関や団体の人事異動が行われた際には、その日付において、委嘱させていただき、各機関代表者と学識経験者、合わせて48名の方々を委員とし、本協議会を開催いたしております。

委嘱状は、本日、皆様方の席上に配付させていただきましたので、 ご了承くださいますようお願い申し上げます。

また、委員の皆様のご紹介につきましては、恐縮ですが、お配りしてある委員名簿により紹介に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、本協議会の会長であります、山崎江東区長が本日所用の ため欠席となりましたので、佐藤副区長よりご挨拶を申し上げま す。

## 佐藤副区長

副区長の佐藤であります。只今司会からありましたように、区 長が本日所用のため欠席してございますので、代わりまして私か ら一言ご挨拶を申し上げます。本日は年度末のお忙しい中、江東 区国民保護協議会にご出席いただきましてありがとうございまし た。

委員の皆さんには、日頃から、江東区政各般にわたりまして格別にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の国民保護協議会でございますけれども、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に基づき開催するものであります。平成19年3月の江東区国民保護計画策定以来、実に三年ぶりの開催となります。振り返りますと本平成21年度は4月早々に北朝鮮のミサイル問題があり、その後は新型インフルエンザが大流行、そして近年では珍しく東京湾に津波警報が発令されるなど、従前とは違った形の危機が訪れた年であったように思っております。

区といたしましても、こうしたあらゆる危機に直面しても対応できる体制を確立して参りますので、皆さん方におかれましても更なるご協力とご指導をよろしくお願いしたいと存じます。先程、三年ぶりと申し上げましたが、本日はこの間の本区における国民保護に関する取り組みについてご報告致したく、この協議会を開催するものでございます。皆様方の活発なご意見をよろしくお願い致します。

ありがとうございました。

司会

国民保護法第40条の規定で、協議会の議長は会長である区長が 務めることとなっておりますが、本日欠席のため、江東区国民保 護協議会条例第3条に基づき、あらかじめ会長代理に指名してお ります、佐藤副区長に議事の進行をお願いいたします。

佐藤副区長

只今から、議事を進めさせていただきます。

本日は、6件の報告事項がございます。一括して防災課長より説明 致させます。

防災課長

防災課長の武越と申します。本日は年度末のお忙しい時期にお 集まりいただきまして、ありがとうございます。この間の区の取 り組み等々について、この場をお借りしましてご報告申し上げ、 後ほど活発な意見をいただければと考えておりますので、よろし くお願い致します。

次第に従って進めさせていただきますが、資料 1 をご覧いただければと思います。大変恐縮ですが、国民保護計画について、今一度、ご確認をさせていただきたいと思います。こちらに記載がされていますが、区の国民保護計画につきましては、武力攻撃や大規模テロ等の発生時に区が国や都、関係機関等と連携して、住民の避難や救援を行うことが出来るように、国の方針に基づきあらかじめ定めておく計画です。委員の皆さんにおれましては、三年前に江東区国民保護計画をお配りさせていただいております。本日、パンフレットで国民保護のQアンドAでというものを置かせていただきました。

経緯でありますが、平成 16 年、「武力攻撃事態等における国民 保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法が成立して 以降、都道府県、区市町村に国民保護計画策定が義務付けられま した。これを受けまして、江東区では平成 18 年 3 月に国民保護対 策本部および緊急対処事態対策本部条例を定め、18 年度中に国民 保護協議会を 3 回開催しました。この間、パブリックコメント等 を実施し、19年3月に江東区国民保護計画を策定しました。

江東区の役割ですけれども、事態が発生した時に、区の役割としていろいろ書いてありますが、簡単に申し上げますと、区民への情報伝達と避難誘導、この 2 点が江東区としての責務となります。それ以外は、国や都の指示で動くという計画になっております。これはテロだというふうに事態認定で認められれば、国や都の指示に従いながら区民を誘導し、情報を伝達します。

続きまして資料 2 の 1 をご覧いただければと思います。この二年間、国民保護に関係する大きな訓練を 2 回行っております。まず一昨年実施しました、放射能爆弾によるテロを想定した訓練についてのご報告をいたします。

次に訓練日時は、平成 20 年 11 月 7 日(金)、会場については東京ビックサイトでございます。訓練の内容は、放射能爆弾、ダーティボムによるテロを想定したわが国初の実働訓練ということで、東京都が主催して行ったものです。この訓練に江東区が参加したということであります。

訓練の概要ですけれども、国外から放射能物質セシウム 137 が不法に持ち込まれたとういう情報がもたらされ、東京近県において連続爆破テロ事案が発生した。これを受け警戒が強化された厳戒態勢にも関わらず、大規模イベント会場においてダーティボムという事案が発生した。こういう前提で訓練をスタートしております。

この訓練は、第1回と第2回にわけて実施されております。まず武装集団の制圧訓練ですが、ビックサイトの屋上展示場部分を使いまして、イベント会場で、警戒中の機動隊員が不審車両を職務質問したところ、隊員に発砲。その後犯人は、イベント会場に立てこもったが、警視庁の特殊部隊が制圧し検挙した。これを受けて東京湾岸警察署、機動隊の出動要請をした後、制圧するという訓練を1回目としてやりました。

次に会場を移動し、放射能爆弾の対処訓練です。西駐車場において放射能爆弾が破裂した現場において、警察、消防、自衛隊等が連携し、危険区域の設定ゾーニングを行い、負傷者の救出救助、除染、汚染検査、被災者の避難等を実施という内容になっています。

次のページをご覧下さい。参加機関でありますが、東京都、江東区、警視庁、東京消防庁、自衛隊、海上保安庁、深川消防団に

は避難誘導を行っていただいております。また、放射能に関する調査・研究を行っています日本アイソトープ協会やその他諸々の協力を含めまして参加人数が約1000人という規模の訓練であります。

次に江東区の参加内容です。先程国民保護計画の話をしましたが、それに基づきまして、現地連絡調整所訓練として、現地連絡調整会議ということで現地に行き情報収集をし、こちらで開いている対策本部に情報を伝えるという訓練が一つ。それとダーティボムが爆発した後の近隣企業の避難誘導。それと情報伝達の関係では、防災行政無線による東雲・辰巳・豊洲地区の住民に対する屋内退避の指示、実際には流していませんが、そうした訓練をやりました。

隣のページには、有明地区の写真が載っています。これは都の 資料で、応援部隊であるヘリコプターのホバリングと避難者を輸 送させるために海上保安庁の船を付ける位置を示したものです。 従業員を船に乗せて避難という訓練となっています。

次のページは第 2 回の訓練の流れです。右下のあたりでダーティボムが爆発し、この後こういった形で流れていくという図になっています。江東区におきましては、四角で 4 番のところになりますが、現地連絡調整所が作られ、ここで情報のやり取りをし、最終的には船の方に近隣の人を避難させる、あるいは救出救助の人を船に乗せるという訓練をしたところでございます。

ここで、この訓練の内容が江東ケーブルテレビで放映されていますので、イメージですが流しますのでご覧いただきたいと思います。

## (DVD放映)

続きまして資料の 2-2 になります。昨年は生物剤によるテロを 想定した訓練を行いました。図上訓練ではありましたが、ご報告 致します。東京都においても、生物剤によるテロが最も怖いとい うことで、この対策や訓練を強化しているところです。今回は生 物剤の中でも、炭そ菌を使ったテロを想定した訓練の内容になっ ています。炭そ菌の内容について、若干解説させていただきたい と思います。

炭そ菌とは、土壌に生息しており、自然界に普通に存在しております。多くは畜産加工業者や動物の皮と接触するような人が感染します。炭そ菌による病気は、幾つかに分かれますが、その一つが皮膚炭疽で、写真にあるように黒いかさぶたのようなものが

できて、炭のような形、ですから炭そ菌という名前が付いているわけですが、こういった皮膚炭疽という病気になるということが挙げられます。次のページは、怖いのはこちらですが肺炭疽です。肺炭そ菌を吸い込むことによって発症します。怖いのは初期症状は発熱、息苦しさ等インフルエンザと同様であるとされ、第2期症状で急激な呼吸困難、血圧の急激な低下等が引き起こされる。要はしばらく気がつかないという所に怖さがあるといわれております。

その下の曝露した場合どういう治療法があるのかということですが、医師会の先生方もいらっしゃいますが、肺炭疽の場合、発症前なら抗生物質を 6 週間投与するとされています。発症しますと致死率が 90%ということで、かなり高い確率で亡くなってしまうということになってしまいます。浴びた場合は、着用していた衣服は脱衣し、焼却処分、石けんと水を使って十分シャワーで洗い流すという処理が必要になります。建物の場合は、部屋をテープ等で完全に密封し、ホルマリンにより薫蒸するという対応が必要です。

なぜ炭そ菌なのか、なぜテロに使われることが懸念されているのかということですが、まず、自然界にありますので入手が容易であることと、増殖力が強く培養も容易であることが特徴です。又この菌は悪条件でも強毒性を維持できるというようなものであります。それと急激な発症と高い致死率、死亡する可能性が高い、兵器として使われやすいということがあり、実際被害があった例としては下にありますように大きな例としてはこの三つで、未遂に終わったのは本区の亀戸で起こったオウム真理教によるテロ未遂事件、こちらはワクチン株から培養したもので、毒性はなかったけれども、こういった形でテロに使われやすいと考えられます。

最後のページでは、炭そ菌がでたからテロと断定することは、なかなかむつかしいというところです。仕事で動物、皮、毛を扱っているか、又は動物の皮でドラムを製作したり、演奏したりしているか、後はヘロイン中毒者、あるいはイギリスやヨーロッパに渡航歴があるかどうかということを見ながら、隔離していくことになります。犯行声明がない場合は、自然汚染なのかテロによる曝露したのかすぐには分からない。「秘匿テロ」というか、後になってだんだん分かってくるような怖さがあります。炭そ菌については以上であります。

資料 2-2 の頭に戻っていただきます。訓練を行ったのは昨年 21 年 11 月 10 日(火)です。場所は都庁防災センター及び官邸危機管理センターで連動しながら行いました。訓練のポイントは、炭そ菌テロを想定したわが国初の図上訓練。訓練の前提ですが、某国研究機関から炭疽菌が盗まれ、国際テログループが各国に対し、バイオテロを実行すると繰り返し示唆している状況。同時に各国重要施設に対し「白い粉」郵送事案が相次ぐ。その後、都内で炭疽菌散布の犯行が予告される状況。警視庁は、議員会館に郵送された「白い粉」が炭疽菌の疑いと簡易鑑定中。都は大規模集客施設に対し、イベント等の自粛を呼びかけ、警戒を強めていた。

週末の夜、都心の観客 3000 名のコンサート中のホールに炭疽菌を撒いたとの犯行声明があったということで、訓練がスタートするということになっています。訓練の流れにつきましては、全て図上訓練で時間帯につきましては、訓練の想定時間です。実際は昼間にやっていますが、夕方に起こったことを前提でやっています。

19:25分に都災害即応本部設置されます。区の方は、防災課で情報連絡態勢をとる。20:15分、大規模集客施設で炭疽菌を簡易検、20:25分に災害即応本部から災害対策本部へ移行。区は災害対策本部を設置。自衛隊に対しては災害派遣要請をしたという流れになっています。この間は、国が事態の認定をしていないので、あくまで災害対策として本部を立ち上げているという状況であります。ここで、これは炭そ菌らしいということがありましたので21:15分、感染者に除洗のためのシャワーの活用する方針を決定し、ここで江東区に対して受入要請があったという流れになっています。3000人を除洗、つまり水で洗い流すが、都心にそうした施設がないため、江東区の3施設、辰巳国際水泳場、夢の島ブンブ、ビックサイトにバスで移送し除洗する方針が決められ、何とか江東区に協力して貰いないかという指示があったという内容になっています。

22:05分には臨時閣議開催。その後22:15分、緊急対処事態認定がされ、初めて国民保護法が適用される体制になる。都も緊急対処事態対策本部へ移行、区も緊急対処事態対策本部設置したということで、この後除洗しに3000人が江東区に入ってきますので、近隣住民への対応などをやるという流れになっています。こちらも全て図上ですが、シミュレーションでやっているということで

す。

参加機関については、東京都、江東区、発生元の千代田区、バスの通り道である中央区、内閣官房等関係省庁、警視庁、東京消防庁、自衛隊ほか鉄道機関。参加人数については 230 人となっています。江東区の参加内容は、情報連絡態勢・本部の設置等。あとは、被災者の受け入れ、協力要請を受けて保健所や医師会に協力を要請する。実際は、医師会に連絡をしたわけではありませんが、そうした体制をとる。

それと住民への情報伝達ということで、外出者の対策や近隣住 民の屋内退避、そういったことを図上でやったという形になって います。

訓練の課題としては、事態認定がなくあくまで災害対策なので、 隔離することができない、被災していてもその場所にとどまらせ る強制力がないので、その場合どうやって曝露した人にどんな説 明をするのか、ということが課題として残りました。

以上で、2年間にわたった訓練のご報告とさせていただきます。

資料 3 をご覧下さい。避難実施要領作成の手引きを作りましたので、この件について報告させていただきます。このたび、区として「避難実施要領作成の手引き」を策定致しました。「避難実施要領」については、国民保護法第 61 号に規定されており、武力攻撃事態や大規模テロが発生した際、東京都の避難の指示に基づいて、区は避難実施要領を作成し、区民や消防・警察など関係機関に対しても避難の仕方等について示すことになっています。この手引きは、その作成手順と要領のひな型をあらかじめ定めたものになっております。

また、先程申し上げた 2 つの大きなテロ訓練や昨年 4 月の北朝 鮮の弾道ミサイルの事案を踏まえ「避難実施要領のパターン」を 作成し、この手引きに添付しております。このパターンは、避難 実施要領を作成する際に参考となるよう、あらかじめ作成するよ う「国民保護に関する基本指針」で定められているものです。

まず1ページは、避難指示の流れを示したものとなっています。 こちらは国や都の指示を区は区民に情報を伝えるという内容です。 2ページ目は、避難実施要領への記載項目及び記載内容は法で定 められている部分、後は要領に記載する項目ということで、基本 的には(2)の②の避難先ですとか⑥避難手段の及び経路⑦区職員 の配置等を記載していくものであります。 3ページにつきましては、要領作成から区民や各団体・機関に要領を通知するまでのフロー図です。要領のパターンを元に案を作成し、本部でもんでから通知します。

4. 5ページをご覧下さい。こちらは国の方で示している避難誘導時の留意点を掲載させていただきました。

6ページをお開き下さい。これは避難実施要領を作成する際のひな型になります。個条書きで書いていくといった形になっています。

7ページは想定する事態と時間、被害範囲を空間的にまとめたものを掲載しております。

8ページは各事態の特徴点ということで、7つほど掲載しております。ここでいう事態というのは、着上陸侵攻、ゲリラ、弾道ミサイル、航空攻撃、あとはNBCいわゆるテロの三つですね、こういった場合を想定しているという内容です。

10ページは、江東区の避難実施要領のパターン作成に当たっての考え方を示しております。武力攻撃事態のうち、着上陸攻撃・航空攻撃については大規模なものですから、国の総合的な方針をもって対応することが必要であることから、パターンからは除かせていただいております。今回は作らないということです。その下の緊急対処事態、大規模テロの方ですが、大規模集客施設と大量殺傷物質による攻撃については、先程話しましたダーティボム攻撃と炭そ菌テロですが、こちらについては訓練に基づいて、作成しました。交通機関を破壊手段とした攻撃については作成しておらず、今後訓練を通じてこれから追加していくと形で考えています。

11ページ以降は、江東区が作成する避難実施要領のパターンです。パターン1は弾道ミサイル攻撃、パターン2はダーティボム、パターン3が生物剤、訓練に沿った形での作り込みになっております。実際はこれを参考にしながら、避難実施要領を事態が起きてから作成するという流れになっております。

避難実施要領の作成の手引きについては以上であります。

続きまして資料 4 をお開き願います。都知事が指定した区内の「国民保護」避難施設についていてです。国民保護法第 148 条に基づき、避難施設は都知事が指定することになっており、自然災害とは違います。東京都においては、各区の地域防災計画で指定されている避難施設を国民保護上においても避難施設とする方針

で調査を進めた。その結果、区内の施設については、平成 20 年 3 月、下記施設が避難施設の指定を受けました。少し時間が経っていますが、この場で報告させていただきます。基本的には江東区で災害時にしている避難所について国民保護でも避難施設として使うという内容になっています。地震や台風と同様に被災後又は被災しそうな地区の人々を避難させ、その後の生活を支援する場所です。ただミサイルとかの退避施設や駆け込み施設ではない。今回指定した施設は、次ページ以降に一覧として小学校や児童館ですとかそういった区の公共施設が避難施設として指定しているという内容になっています。

続きまして資料 5 をお開き下さい。こちらは、全国瞬時警報システムの導入についてですが、今度江東区でもこちらを導入することになりました。こちらについても国民保護関係ですので報告させていただきます。

全国瞬時警報システム J-ALERT とは、通信衛星を利用し国からの緊急情報を各自治体に配信するシステム。各自治体は、同報系防災行政無線を自動起動させるなどして、住民に瞬時に伝達するという内容になっています。裏面をご覧下さい。左の方に武力攻撃と気象災害といった緊急事態が発生した場合に、事態を覚知した後に消防庁のシステムにより通信衛星を経まして、そこから区市町村の防災無線を自動起動させて、例えばこの下にある「津波警報が発令されました」あるいは「弾道ミサイル攻撃に関する情報です」といったアナウンスがされるというようなシステムになっています。

配信される緊急情報は、全18種類で、気象庁からの情報と内閣官房からの有事関連情報の大きく二つの情報になります。国民保護に関する情報は、有事関連情報ということで弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ、大規模テロ情報の計4種類が流れるという形になっています。

自然情報の下線が引いてある大津波、津波、噴火警報、火口周辺警報、噴火予報は、防災行政無線での自動起動が原則とされている情報となっています。既に導入している自治体については、先の津波でも自動起動して、行政防災無線から流れているという形になっています

期待される活用ですが、防災行政無線を自動起動させ区民にサイレン・情報の伝達ですが、それ以外に館内放送に繋げたり、あ

るいはエレベータの制御装置に繋げたりとか回転灯の設置とか用途を広げることが可能となっております。

国の導入経緯と誤作動でありますが、平成 16 年に総務省消防庁が開発、試験期間を経て運用開始がされています。

下にありますように、いきなりミサイル着弾などシステムの誤作動により、住民の混乱を引き起こした事例もありましたし、この間の 2 月の津波でも注意報が何回も流れ、誤作動があったことが報告されているところです。

自治体の導入状況ですが 15.7% 284 市区町村となっています。 まだ、普及していないということです。23 区としては、課長会等 を通じて、誤作動への懸念や接続するのに 300 万から 600

万かかるという費用対効果の面で早期導入を見送っていた経緯があります。しかしながら、江東区の対応ですが、21年4月の北朝鮮による弾道ミサイル発射を契機に、国は21年第1次補正予算において、112億円の予算を組みまして、100%補助という形で各自治体に J-ALERT を整備するのだったら、お金をあげるよという補正予算が成立しました。本区としては、導入ツールはたくさんあった方がいいということと、後インターネット

を使った EM ネットとセットにして情報ツールについては確保していきたいということがありましたので、今回 21 年度の補正で 256万円を計上し、翌年度に配置されるという内容になっています。今年の 6 月過ぎに区防災センターに配備されますが、システムの精度の不安は払拭されていないため、区民に対してもいきなり情報を流しても混乱することから、取りあえず自動起動は入れないで、情報の内容を内部でしっかり検討し、その上で区民の方にお知らせしていくことを考えているところです。

最後に資料6ですが、江東区は今回の組織改正で、4月より危機管理体制を強化致します。総務部の中に、危機管理室という枠組みを設けまして、その中に、危機管理課と防災課を置く形で組織改正を行います。防災課は地震や台風水害等自然災害に関する危機管理体制、新しくできる危機管理課は自然災害以外の部分、新型インフルエンザや国民保護の関係もこちらの方で対応していくことになります。あと、防犯など生活安全の関係も危機管理課でやることになりますので、新年度からもよろしくお願い致します。以上長々と報告致しましたが、私の方からは以上です。

佐藤副区長

只今説明がありました。大変駆け足で恐縮ですが、全体を通じましてご意見ご質問がありましたらどうぞお願い致します。

山口委員

三年ぶりの国民保護協議会に私も初めて参加しまして大変ありがとうございました。多岐にわたって説明がありましたが、93年

の亀戸の異臭騒ぎ、去年の北朝鮮の飛翔体のことであるとか、こういったことでこういう会議も大事なのかと私も思っております。 難点かお伺いしたいのですが、J-ALERT の件ですが、北朝鮮の飛 翔体の際には J-ALERT ではなく、EM ネットで対応したということ でしたが、今回 J-ALERT が導入されるということですが、自動起 動装置を今回されないと、まだ不確かな点があるということです が、2006 年だと思うのですか実証実験が行われて、確か東京では 豊島区さんが参加されたと思うのですが、今後実証実験があった 場合は参加していくのかどうか。基本的に EM ネットやF A X をな どの情報通信使って今後も体制をとられるのですか、そのあたり

防災課長

をお伺いします。

政府の方でも東京都の方でも、今後も J-ALERT についての実験をされていくのかなと考えています。従いまして区としても、区民に対してどう伝えるかということをじっくりやらなければなりませんので、そういった意味でも積極的に参加していきたいと考えています。EMネットの関係ですけど、当面はEMネットを中心に職員がいて、自分たちがアナウンスを判断して流すという体制でいきたいと考えています。

山口委員

最初の説明でありましたテロ訓練ですが、場所が南部の有明とかでされていると思いますが、国民保護計画の中を見ても生活関連施設の把握というところがありますが、南部の方でガス、水道、電気、核物質を保有している施設もあると聞いていますが、その辺が関連団体との情報の中で把握されているのかが一つと、NBCの関係ですが、区として備蓄であるとか、調達について書いてあるのですが、その辺は進んでいらっしゃるのかどうかお聞きします。

防災課長

生活関連施設の中の危険物質の把握については、昨年あたりから消防署と連携して、いろいろな情報をやり取りするような形でやっていますので、こちらの方も把握に努めたいと考えています。それからNBCの関係で備蓄ということですが、現時点ではそうした計画はないが、今回きちんと組織を立ち上げたあかつきには、職員が被爆しないための防護服ですとかそういうことも検討していかなければいけないと思っています。現時点では、備蓄の計画は作っていません。

小嶋議員

課長から細かな説明をいただいて、大まかには分かりました。 J-ALERT につきましては、資料1にあります「警報の伝達」という 観点では、是非とも推進していただきたいと考えております。ただ、資料 5 に書いてありますように精度の問題があると、これをクリアーしないと、なかなか一般区民に周知するのは難しいかなと思いますけど、周知の仕方について現時点での区の考え方がありましたらお伺い致します。

この会場は、昨年新型インフルエンザの対策本部で使っていたかと思います。連日のように会議を開いて手を打っていただき、私も襟を正して参加させていただいています。また、地元の増茂団長、木村団長さんも参加されておりまして、日頃お仕事を持ちながら消防活動に参加されている方もおりますので、そういう方も含めまして、住民の避難誘導について現時点での区の考え方というか方針があれば伺います。

防災課長

J-ALERT ですが、区の中で J-ALERT を認識するというか、中で啓発しなければならない部分があります。どういった体制をとっていくのか、J-ALERT はいつ使うか分かりません。例えば宿直ですとか、まず区の体制の足固めが先なのかなと考えております。その上で、区民への周知の仕方を考えていきたいと思います。もう少し時間が必要かと思います。

国民保護の住民の避難誘導については、基本的には、ダーティボムの関係ですと消防団の方々が避難誘導をするという形になっていますが、なかなか一般区民の方が避難誘導に携わるというのは結構むつかしい部分もあります。ダーティボムの訓練の時は、風が南か北に吹いて、放射能がまわってこないという前提でしたので消防団という考え方もあったのですが、そうじゃない場合は、一般区民が避難誘導に参加するのはむつかしいと考えています。基本的には区の職員、関係機関がしっかりとした体制をとって行うのが普通ではないかと考えています。

佐藤副区長

ほかにお聞きしたいことはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではこれをもちまして、江東区国民保護協議会を終了致します。ご協力どうもありがとうございました。

司会 ありがとうございました。これをもちまして、平成 21 年度国民 保護協議会を閉会いたします。

				22. 3. 23	_		
区分	役職名		氏名	代理出席者職名	氏名		
会長	江東区長	山﨑	孝明	欠席			
指定地方行政	関東地方整備局荒川下流河川事務所長	佐々ス	木 淑充	工事品質管理官	渡辺	欽三	
機関の職員	東京海上保安部次長	花澤	秀雄	欠席(鯨騒動の力	きめ)		
自衛隊に所属 する者	陸上自衛隊第一普通科連隊管理中隊長	吉野	透	施設作業小隊長	宮島	宏明	
	第五建設事務所長	中島	高志				1
	江東治水事務所長	高橋	紀男	欠席			
	東京港管理事務所長	小幡	和輝				
	水道局東部第一支所江東営業所長	中島	一秀				
	下水道局東部第一下水道事務所長	中里	隆				
	交通局馬喰駅務管理所長	小田	正信				
東京都の職員	交通局深川自動車営業所長	小川	秀司	副所長	長島第	安行	当日欠席
	警視庁第七方面本部長	藤本	眞	警備担当	辻山	孝雄	
	警視庁深川警察署長	竹下	裕康	警備係長	羽賀	茂好	
	警視庁城東警察署長	岩下	眞一	警備課長	三村	豆	
	警視庁東京湾岸警察署長	鹿野	和則	警備課長	石原	光志	
	深川消防団長	増茂	洋之進				
	城東消防団長	木村	勉				
	副区長	佐藤	哲章				1
江東区の副区長	副区長	宍戸	孝				
教育長及び区の	教育長	高橋	三喜男	欠席			i
区域を管轄する	東京消防庁第七消防方面本部長	関	政彦	欠席			
消防吏員	東京消防庁深川消防署長	,, -	翠 茂	警防課長	秋葉	洋一	
1131230030	東京消防庁城東消防署長	岡本	修二	警防課長	印藤	 義郎	
	総務部長	須田	雅美		1 1 7 7 3 4 8	920-11	1
	保健福祉部長	柳沢	健一				
江東区の職員	環境清掃部長	寺内	博英				
	都市整備部長	梅田	幸司	欠席			
	土木部長	板根	良平	2 (/11)			
	区議会事務局長	田辺	英之輔				
	㈱NTT東日本-東京東 企画総務部長		文昭	総務課長	岡 -	一志	当日欠席
	東京電力㈱江東支社長	天野	稔	THE STORES	1. 3	, <u> </u>	
	東京ガス㈱東部支店長	松井	保憲				
	東日本旅客鉄道㈱亀戸駅長	大槻	務				
指定公共機関又は	日本通運㈱隅田川支店長	井口	博実	欠席			
	首都高速道路㈱東東京管理局担当部長	大島	健志	保全管理G担当	徳村	秀二	
の役員又は職員	東京地下鉄㈱浦安駅務区東陽町区長	吉角	春雄	欠席	NEV. I 2	77—	
少区員人心机员	(社)東京都トラック協会深川支部長	齊藤	雄一	事務長	中村	匠一	
	(社)東京都トラック協会城東支部長	江森	東	7700	1 114	pr.	
	(社)江東区医師会会長	井上	仁	事務長	小川	泰朗	
	(社)深川歯科医師会会長	安藤	武雄	77分以	71771	外切	
	(社)江東区城東歯科医師会会長	女 脉 小泉	氏雄 信隆				
	江東区議会議員	小鳩	和芳				1
	(	山口	和万 正弘				
国民の保護のため		世 甚野	止が ゆずる				
国民の保護のための措置に関し、知		世野 板津	道也				
				左 <del>库</del>			
識又は経験を有す		古田	義康	欠席			
る者	江東区議会議員	小菅	富貴子				
	防火防災組織代表	清水	芳子				水口石床
	防火防災組織代表	浅野	美智子				当日欠席